

# 学用品費・通学用品費等助成対象品目一覧

小学校用

- この一覧は、学用品費・通学用品費及び新入学児童生徒学用品費・通学用品費の助成対象品目の一例です。
- 領収書又はレシートの提出方法等については、別途お知らせします。

費目	購入時期	助成対象となる経費	助成対象とならない経費
(全学年対象) 学用品費・通学用品費	令和4年4月 から 令和5年1月 に購入したもの	<p>①授業や学校生活の際に使用するもので、学校が持参を求めるもの</p> <p>②通学の際に使用するもの</p> <p>③体育実技用具費の助成対象のうち、体育実技用具費で申請しないもの(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ランドセル、通学用靴、通学用靴</li> <li>・雨傘、カッパ、長靴</li> <li>・防寒用コート、帽子、手袋、マフラー</li> <li>・上履き用靴、名札</li> <li>・体操着(体育用ジャージ上下)、紅白帽</li> <li>・スクール水着、水泳帽、プール用バスタオル、プール用ゴーグル、プールバッグ</li> <li>・スキーウェア、スキー用帽子、スキーゴーグル、スキー靴バッグ</li> <li>・ノート、筆箱、コンパス、のり、はさみ</li> <li>・筆記用具(鉛筆、消しゴム、定規、ペン、クレヨン、色鉛筆等)</li> <li>・習字セット、絵具セット、彫刻刀、算数セット</li> <li>・実習用作業着・エプロン</li> <li>・楽器(リコーダー、鍵盤ハーモニカ)</li> <li>・給食用エプロン・ランチョンマット、配膳用マスク、掃除用布きん</li> <li>・歯磨き指導用歯ブラシ・コップ</li> <li>・手洗い指導用タオル・ハンカチ</li> </ul>	<p>①体調管理に用いるもの(医療的ケア用品等)</p> <p>②家庭学習で使用したもの(学習机、電動鉛筆削り機、辞典、参考書、ドリル、自由研究用の材料等)</p> <p>③校外活動で使用したもの(遠足や校外活動用のリュックサック、靴、水筒、弁当箱、修学旅行等で使う腕時計等)</p> <p>④日常生活で使用したもの(衣服(体操着や作業着など学校から持参を求められるものは助成対象となります)、下着、靴下、タイツ、メガネ、財布等)</p> <p>⑤部活動で使用したもの</p> <p>⑥付属品やメンテナンス用品(鉛筆キャップ、ブックカバー、スキー用ワックス、インソール(中敷き)、雪よけ足カバー等)</p> <p>⑦会費や掛金、その他学用品ではないもの(PTA会費、日本スポーツ振興センター共済掛金、卒業アルバム代、学級写真代等)</p> <p>⑧ポイントで購入したものや、同居していない親族からプレゼントされたもの</p>
(4月認定の1年生のみ対象) 新入学児童生徒学用品費・通学用品費	<p>令和4年1月 から 令和4年4月 に購入したもの</p> <p>※ランドセル等、入学準備の品物であることが明らかなのは、令和4年1月以前に購入したのも可</p>		
(1〜3年生、4〜6年生の間に各1回のみ対象) 体育実技用具費	令和4年4月 から 令和5年1月 に購入したもの	<p>①スキー用具のうち、以下の6品目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スキー板 ・スキー靴 ・金具</li> <li>・スキーケース ・ストック ・スキー手袋</li> </ul> <p>②柔道用具のうち、以下の2品目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柔道着上下 ・帯</li> </ul> <p>※上記の品目以外は助成対象となりません。</p>	<p>①左記以外のスキー用具等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スキーウェア、スキー用帽子、スキーゴーグル、スキー靴バッグ、スキー用ワックス、インソール、金具等の取付手数料</li> </ul> <p>※対象外の費目のうち、(新入学)学用品費・通学用品費で助成対象となる経費(下線を引いたもの)は、そちらでご請求ください。</p>

- ※ 年度途中で認定となった方は認定月以降に購入にしたものが対象となります。
- ※ 学校で徴収する教材費や実習等の材料費については、学校で処理するので、領収書等の提出は不要です。

- ★ 学用品や通学用品を購入される際には、領収書又はレシートを発行してもらい、なくさないように保管しておいてください。
- ★ 領収書には、**あて名(保護者または児童生徒の氏名)**、**日付**、**品名(複数ある時は全ての物品名)**を必ず書いてもらうようにしてください。
- ★ インターネット等で購入された品物で領収書が発行されない場合には、購入した品物がわかる書類(納品書等)に加え、支払いが確認できる書類(クレジットカードの利用明細等)も必要になります。